

第5回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和5年4月19日（水）午前10時00分から午前11時40分まで

2 場所：浜松市役所本館8階 全員協議会室

3 出席者（検証委員）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	欠席
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	Web出席
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

庁内検討委員会	幹事会	所属等	氏名
		副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
		技術統括監	吉澤 雄介
		危機管理監	石田 義和
		環境部長	山田 英二
		産業部農林水産担当部長	清水 克
		都市整備部長	井熊 久人
		土木部長	伏木 章尋
	オブザーバー	天竜区長	袴田 雄三
	作業部会	総務部政策法務課参事	岡本 ふみの
		危機管理監危機管理課長	小林 正人
		環境部産業廃棄物対策課長	中里 滋紀
		産業部林業振興課長	小林 和重
		都市整備部土地政策課長	八尋 学
		都市整備部北部都市整備事務所長	石塚 正通
		土木部道路保全課長	加藤 貞仁
		土木部河川課長	中津川 英彦
		土木部天竜土木整備事務所長	毛利 健太郎
		天竜区まちづくり推進課長	森田 修
	事務局	土木部副参事	菅谷 昌彦
		都市整備部都市計画課課長	濱田 輝秀
		都市整備部都市計画課課長補佐	磯部 篤
		都市整備部都市計画課主幹	鈴木 康之
		都市整備部都市計画課主任	稻垣 智晴
		都市整備部都市計画課主任	白井 真理奈
		総務部政策法務課経営推進担当課長	栗田 豪
		総務部政策法務課主幹	村上 勝之

5 議事内容 個別及び総合的な検証について

6 会議の公開・非公開 非公開（ただし、議事録は非公開情報を除いて公開）

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議録作成者 鈴木、稻垣

9 会議記録

1 開会

濱田都市計画課長・・・本日は、年度初めのお忙しいところご参集いただき誠にありがとうございます。私は事務局の都市計画課課長の濱田と申します。よろしくお願ひいたします。只今から第5回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

2 長田副市長挨拶

濱田都市計画課長・・・始めに長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆様には年度初めのお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。緑恵台の復旧状況ですが、現在も被災された市民の皆様にはご不便をおかけしております。地域住民の皆様が1日も早く元の安心・安全な生活に戻れるよう、引き続き市を挙げて、全力で復旧に取り組んでいるところで、今年の梅雨入り前を目標に盛り土除去や排水対策の応急工事が完了するように取り組んでおります。行政対応検証会は今回で5回目の開催となり、前回の検証会で論点の整理及び個別の検証をしていただきましたので、本日は引き続き個別及び総合的な検証をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

3 第4回行政対応検証会の内容

濱田都市計画課長・・・ありがとうございました。ここからは個人情報等を取扱うため非公開とさせていただきます。申し訳ございませんが、報道の皆様はご退出をお願いいたします。

《報道退室》

濱田都市計画課長・・・次第、出席者名簿、座席表、第4回行政対応検証会会議録、論点検証内容整理表です。次第2、第4回行政対応検証会の内容につきましては、意見交換の内容について取りまとめ、資料として添付しております。

4 議事

濱田都市計画課長・・・それでは、次第3、議事、個別及び総合的な検証について進めてまいります。ここからの進行は、座長の村越委員にお願いします。

村越委員・・・前回までで一通り検討し、論点・検証内容整理表を作成しましたが、内容、進め方についてご意見や指摘する点がある方はいらっしゃいますか。

《意見なし》

村越委員・・・進め方についてご意見がある方はいらっしゃいませんか。

江間委員・・・前回、青田委員から、第2回会議資料8の行政対応検証委員報告書の構成イメージについて、報告書作成に向けて検証結果と検証委員会からの提言という部分をどう次回進めていくかという話があり、私の方で、その部分をどうまとめたら良いか検討しました。まとめ方に関して、青田委員が報告書をまとめた時に市民にとって分かりやすいものが良いという考え方をお持ちでした。私もそのように考えております。これまで、時系列順に並べた論点を一つ一つ検討してきましたが、時系列順に並べると各法令に関するものが行政対応の段階でバラバラになり分かりにくい面があると感じ、時系列順にまとめようすると難しい面があります。個別の論点の一つ一つの検証結果の評価を記載すると分かりにくい印象を持ちましたので、少しまとめ方を変えたものが、本日配布した資料です。

まとめ方としては、これまでの検証内容から、委員の皆様と話していく、基本的には県の土採取等規制条例が基準になると感じますので、それを基本に、この条例との関係で検討し、その他の部分はその他としてまとめるのが良いと考えました。このため、検証結果のまとめ方としては、資料1ページ6(1)個別の検証として、土採取等規制条例が適用されるかどうかを検討しましたので、その部分の検討をまず記載し、条例が適用される可能性があるということを前提に、この条例に関する対応を次に記載し、資料3ページのイから県条例に対する行政対応について、資料8ページのウとして他のことを記載し、まとめるように考えました。

中心は、条例に関する対応であると考えます。論点の仕方としては各個別の対応というよりも、市民や他の部署から情報提供を受け、その後の初動の対応、調査のあり方、調査結果や情報提供を受けたことに関する情報共有のあり方、情報が集まった上で評価の妥当性、その評価をした上で行政指導、行政機関が対応するものとしての、順番や項目で対応されていると考えましたので、5ページの(イ)論点整理の①から⑤のようにした方が、今までの各時系列順に並んだ項目別よりは分かりやすいかとまとめ直した次第です。

村越委員・・・この点についてご意見がある方はいらっしゃいますか。江間委員にまとめていたいただいた資料に対する考え方のご説明をいただきました。納得のいく内容だと考えます。最も有効なツールは、土採取等規制条例ですので、それを中心にまとめることは非常に意味のあることです。章立てを拝見しますと、アが土採取等規制条例の解釈、イが土採取等規制条例に関する行政対応ということで、時系列になっています。

江間委員・・・そうです。事実関係に関しては概ね並べ、行政機関側とすると今後の対応のこともあり、行政機関側で段階ごとに分けて検証した方が見やすいと考えましたので、論点としては資料5ページのとおり、情報を受けた段階の話と、その後の調査の段階あるいは調査結果の評価の段階、行政指導の段階、それらに分けた方が報告書として見やすいと考えました。委員の皆さんのお考えも内容に盛り込んで記載しておりますので、委員の意見を聞いて、削除や訂正が必要ですが、項目としては、時系列よりもこの項目立てで論点整理を行う方が良いのではと考え提案した次第です。

松田委員・・・論点を絞って報告書に議論した内容をまとめることは重要なことです。そこをピックアップし、どこが重要なのかとした江間委員の意見は大変分かりやすいと感じます。ただし、概要として、時系列に沿った内容も示しておくと、こういう経緯があり、その中でこういう論点を抽出し、こう議論をしたということが、この報告書の中にあると、道筋、さらに今回の議論したことがより明確に分かりますので、一部入れた方が良いと考えます。

江間委員・・・その通りに感じます。そのため、資料1ページから始まるイの項目の下から始ま

り、条例に関する行政対応というところが中心になります。事実関係の確認を資料4ページ(ア)事実関係の確認で、各部署で対応したことをピックアップして時系列で概ね示し、その後、この事実に関して、資料5ページ(イ)論点整理で、今まで検討してきた論点を①から⑤に構成し直し、次の(ウ)検証及び評価で、これまでの検討結果を記載していくという形とし、事実関係の確認という項目は残したいと考えています。

村越委員・・・今の説明ですと3ページの一番下(ア)の事実関係の確認と項目があり、そこにこれまでの行政対応があった事実を全部記載したということですね。

江間委員・・・そうです。(ア)は、天竜土木整備事務所が関わっている部分が多いと考えます。

沢田委員・・・今議論されているところの話で、報告書を読むのが一般市民だと考えると、時系列でどんなことが行われているかという話を、これまで議論の土台に使用してきた論点検証内容整理表のような、時系列がまずあり、登場人物が誰で、それはどの法令や政令であり、どうなるのかのような表のように並んでいると、個人的には非常に分かりやすくなるのではないかと感じます。それで課題があるということをいくつか拾い出して、課題整理に受けていくというようなものがあると、一般的には見やすいと考えますがいかがでしょうか。

江間委員・・・おっしゃっていただいたように非常に分かりづらくて、検証会に提出されている資料の中に、担当課や担当所管部署をまとめた表も作っていただいているところです。そのため、報告書では、構成イメージの中に、4(2)として、行政機関の対応経緯という項目を用意しました。報告書の中でも1ページ目の骨子が皆さんに共有できればと、たたき台として出していますが、資料1ページ4(2)に所管部署と、どの法令を扱っているかの明記も必要かと考えています。

沢田委員・・・ルールがありすぎて、どれが何というのがとても難しいというのは、致し方ないことかと考えます。

村越委員・・・特に所管部署とかを切り分けせず、あった事実を全部書くところがある方が良いことかでどうか。

沢田委員・・・何が行われて、どこの部署がどう対応したかというところが必要と考えます。そのため、検証で見えてきた結果だと、対応はされており、法的には抜け落ちていないということを示すためには、そういう時系列が重要ではないかと考えます。

村越委員・・・江間委員が言わされた4(2)行政機関の対応経緯のことですね。どこかの部署は必ず対応しており、どの部署も出てこない事実関係は多分ないと思いますので、例えば、この4(2)で、いつ、どこで、誰からの通報に対して、どう対応したということを、ここで全部どういうふうに対応したとか、例えば今回の江間委員が作成した報告書にはそこまで書かれておりますが、重機を運んでいる業者に対してもこう指導したとか、そうしたことまで含めて、全部一通り記載し、もちろん公開する報告書には名前は消して公開することになるとは思いますが、そういう部分まで全部書くという感じでしょうか。

松田委員・・・そのように考えます。最初に時系列がないと、どのように対応されたのかが分かりませんので時系列はある方が良いです。例えば、4(2)の最初に、これまでの経緯を記載し、

その後に行政機関の対応となるので、その部署の名前、関係する法律について記載し、これに対してピックアップして議論したことを整理していく流れの方が、理解しやすいと考えます。

江間委員・・・第1回会議資料10として事務局にまとめていただいた資料がありまして、件数と経緯がありますので、この雛形、構成イメージを作成したときには、この資料10が、4の土砂採取等規制条例に関する市の対応の概要に対応して、資料10のうち個人情報に関する部分や差し替えがあるような情報を抜いたものを、引用するような形で良いかとイメージしております。

村越委員・・・第1回会議資料10は、前の方のページは良いですが、後ろの表は読みやすいとは言えないように感じます。どういう形で整理するかはまた考えるとして、対応行政機関ごとになるでしょうが、4-2になるべく生の事実を時系列で盛り込むというようなスタイルとしたいと考えます。そうしますと、先ほどの江間委員が作成した資料の3ページの一番下のイから事実関係の確認ということが重複にならない程度にまとめるような感じで良いのかなと考えます。どのようにまとめるかを議論したいと思います。土採取等規制条例の解釈は、前回議論したところで、土地所有者もしくは土地所有者の意を受けた者が残土捨場と記載した看板を作つて設置したこと、各業者が一体として繋がり、全体として、そのものが限度を超えた盛り土をしたと理解されて、措置命令やそういったものを対象に発令する契機となり得るという部分では、委員の皆さんには特に異論ないということでおろしいでしょうか。

《異論なし》

村越委員・・・次に、どのような対応があり、適用になるのかならないのかといった話になると、どのような対応が必要であったかを時系列の中に出てくる特定の事実を捉えて、適切であったのか議論することになりますが、その中で、非常に大きいのは、解釈の中でも議論しました、残土捨場という看板の設置が非常に大きいところです。残土捨場の看板というものを認識したのは、最初は産業廃棄物対策課でした。もう一つ大きいと思われるのは、平成15年から埋め立てているとの土地所有者の発言です。こちらも認知したのは産業廃棄物対策課でした。残土捨場という看板があれば、次々と捨てに来るということが予測されますので、そのような看板が存在することに非常に問題があります。また、平成26年に平成15年から埋め立てていることを聞いた際に、結構な土量になっている可能性もあるといったことが、天竜土木整備事務所へ連絡が行つていれば、継続的な観察もあり得たと考えます。また、現地に行つただけでは、造成盛土の地盤との対比が分かりませんので、例えば造成時の資料を確認することによって、造成盛土と比較しどれぐらいの量が増えているのか、そうした比較もできた可能性があります。それによって、危険性の認識というのも違っていた可能性があるといった部分です。産業廃棄物対策課から土木部署への連絡というところが、非常に重要な契機ではなかったかと考えます。

中里産業廃棄物対策課長・・・平成26年10月の産業廃棄物対策課が最初に現地確認した時点の事ですが、この時点においては産業廃棄物対策課としては、看板に関する事実関係というのは、認識しておりません。産業廃棄物対策課が看板に関して認識したのは、平成27年3月であり、廃棄物を撤去させた後の数か月後の確認を行つた際に、看板を見つけておりますので、平成26年10月の段階では産業廃棄物対策課は看板については、その存在の有無 자체を把握していないという状況です。

村越委員・・・第1回会議資料11のA-3(11-21ページ)をご覧ください。残土捨場という表示の看板を見つけたと書いてありますが、A-2やA-1にはそれが出てこないです。ただし、C-1(11-29ページ)を見ると、平成26年11月4日の時点で、残土捨場という看板のことが記載されています。そうしますと、今言わされたことが事実であれば、平成26年10月には看板が設置されてなかつたけれども、平成26年11月4日に看板があるので、その間に看板が設置されたのかということになりますが、その短期間に看板が設置されたということは考えにくいで

す。

中里産業廃棄物対策課長・・・第4回検証内容に産業廃棄物対策課のコメントとして出ておりますが、この残土捨場には廃棄物は出せないと書いてあることの内容に関しては、平成27年3月に掲げられた看板に対するコメントです。平成26年10月の当初立ち入りの段階では、看板の有無を主題として現地確認していないため、立ち入りした職員の認識として、あつたかなかつたかもわからないというのが正直な状況です。

村越委員・・・平成26年10月30日に土地所有者と話しているわけですね。平成15年頃から埋め立てていると言っているのですから、土地所有者に注意しているのですね。

中里産業廃棄物対策課長・・・そうです。

村越委員・・・その注意を受けて、その後、同年11月30日までに看板を立てるという、非常に悪質な土地所有者というのは考えにくいので、そういうことからすると10月の時点で既に看板があつたと推測されます。

中里産業廃棄物対策課長・・・推測としてはそう思います。

村越委員・・・そうしますと、産業廃棄物対策課は、自分の所管事務でないから、残土捨場という看板が目に入らなかつたのかどうかは分かりませんが、少なくとも積極的に意味のあるものとは捉えていなかつたと思います。

中里産業廃棄物対策課長・・・その通りです。産業廃棄物の不法投棄を見に行ってはいるので、認識というか、見つけていなかつたということはあります。そのため、情報共有ができなかつたと思います。

村越委員・・・そのように、自分のところの事務しか見てこないという縦割り行政というものが、そもそも今回のことには繋がっていると思います。もう少し、広い視野を持って皆さんのが働かないといけないということを、我々としては問題としないといけないと考えております。

中里産業廃棄物対策課長・・・現状に至りましては、ご指摘のとおりです。

村越委員・・・看板と土地所有者のことを他部署に引き継がれていて、情報が残っていれば、継続的な観察もあり得たのではないかというのが問題となり得るところです。結論としては違法ということにはならないと、皆さん理解していると思いますが、違法ではないからそれで良いということではなく、何か問題とすべき点はなかつたか、何かの転機で回避することができたのではないかということを探す作業を我々は行っており、そういう部分は大きい点と思います。前回問題としたところですが、平成27年以降の方が土量は増えているはずなのに、平成

27年以降はあまり明確な土が搬入されていることが認知されていないため、その結果、時がだいぶ飛んで、令和3年12月に土地所有者の親族と連絡をしたが、親族からの連絡を待つかたちにしてしまった。この時には、既に熱海の災害が起きていますが、連絡待ちにしてしまい、その後も積極的にどうなりましたかという確認もしていません。この点も、前からの情報共有や、現地に対する危険性の認識を持つことができず、それほど危険との認識を持たずに連絡待ちにしてしまった。その後の機会としては令和3年8月の総点検、熱海の土石流の発災後です。総点検の対象として加えるべき箇所としては、通報等があった箇所という項目がありましたが、情報の引き継ぎがないため、この土地に対してそういう認識がないため、総点検の対象に加わらなかつたところが問題としてきたところであると思いますが、この点は委員の皆さんいかがでしょうか。

江間委員・・・違法適法の話ではない妥当性のところが、今回検証だというところですが、その前提として、先ほどの県条例、土採取等規制条例の適用の話があります。違法ではないけれどという話なので、条例の解釈のところを入れるか入れないかというのは、検討の余地があるかと思います。やはり、条例の趣旨から考えれば、これを形式的に適用するというのは、良くないと思いますが、一般的な解釈としては条例に関しては明確なものはないと思いますけれども、廃掃法と同様に、今は業者に対する規制しかできないという解釈が一般的ではあるので、検証会としては、踏み込んだ案として作っています。こういう提案をしていかないと、解釈が変わっていくことはあり得ないので、私としてはこの検証会で踏み込んで、この条例はこの解釈がこういう条例にすべきだっていうところを示していくことが良いかと思い、この案を作っていますが、そこのところは他の委員も、検証会として踏み込んだ提案という前提かと思います。この条例の解釈の記載を一切除いたとしても、法令違反はないということが前提の結果なので、検証で除いたとしても検証の報告書としては成り立つものですから、この記載を入れるか入れないか、この条例の適用に関する記載を入れるか入れないかというのも、慎重に検討するところかと思います。そのため、積極的に検証会としての意見を入れる、今回機会と思い、案に盛り込んでいます。

松田委員・・・両委員が言われたように、踏み込まないと議論や話しが進まないのはその通りであると思います。それがないと、何を検証するのかと、振り出しに戻ってしまうので、その踏み込んだ議論をする中で、ここで出た意見が、今後の行政の対応のあり方のひな形になっていくと思いますし、そのようなことも必要と思います。そのところで、どこまで踏み込むのか、少し懸念するところがありまして、検証会の報告としては、先ほども言ったように、少し一般性を持たせた上で、あまり過激になりすぎてしまうと、全てそれに対応しなければいけないのかというような問題にも発展してしまうので、その辺は難しいところがあると思います。ただ踏み込まないと議論にならないという前提はあるにしても、どこまでを十分に議論して報告書としてまとめないと、その後、他にも、そのような事があったときにどうかというところを懸念しており、そのあたりを十分議論しなければいけないと考えます。

沢田委員・・・意見を聞いて難しいというのが分かりました。どこまで出すかというのは非常に難しい問題です。隙間がないような作り込みをしても、隙間を見つけて突いてくるため、すこし幅を持たせて、全体をカバーするようなことも必要かと思いました。

村越委員・・・これは、県条例ですので、第一的には条例の解釈権は県にあります。ただ、その解釈が必ず通るという話ではなくて、例えば裁判になってその条例の適否を、裁判になった場合には、裁判所が最終的な解釈権を有します。この場は、裁判所ではないので、我々に特別な

権限は与えられていないわけですから、ここで言うことは、当検証会としては、そう解釈するっていうことです。当検証会としては、こういう解釈をとると、それが適切であると考えるからそう解釈するということであって、これはあくまでそういう一つの提言です。それが最終的な解釈として定着するとか、そういうものではないわけです。それはあくまで、当検証会の解釈として、委員の皆さんのが異論なければ、そういう形で当検証会がそういう解釈を問うという提言をするというものだということです。

沢田委員・・・承知しました。

村越委員・・・問題とされるところは、先ほど述べたようなところであると思いますが、他に、こういうところが問題になるとか、ここが重要ではないかというものがありますでしょうか。

江間委員・・・私が総括のところで取り上げたいのは、情報の共有や一元的管理です。青田委員からもありましたが、危機管理課など市民の皆様の安心安全に関わる窓口あるいは管轄する部署を作つてはどうかと考えます。もちろん浜松市にもありますが、土採取等規制条例に関するものは、多分に技術的な話もありますので、別の話になってしまったと思っております。ただ、土採取等規制条例、宅造法、都市計画法、建築基準法、河川法などで判断し、土や地盤が崩落、あるいはそういったことによる市民の皆様の安心が害される恐れも、一括して一つの部署が対応すれば一括的な情報管理もできます。青田委員がおっしゃるように、取りまとめる浜松市の組織変更を、割り方の話になりますが、そこも重要ではないかということが1点、もう一つは、やはり青田委員がおっしゃったように、職員が現地に行って気付くかというと気付きません。もちろん、産業廃棄物対策課は産廃に関わりますし、それ以外のことまで気を使うと産廃のことがしっかりできなくなるというのもあると思います。そのため、何か恐れがあるのであれば専門家との協働が重要だというのも、検証会に参加させていただいてすごく感じます。何か危険である恐れがありそうだというのは、一般職員や、所管する職員でも部署異動で来られた方もおり、かといって、その部署では専門であっても安全安心に関しては他の市民と同じですので、安心安全に何か恐れがある市民や他の部署から不安があるという話があった場合、専門家と一緒に現地を確認すれば気づけたのではないかと思います。沢田委員が、この地形は沢状で、元々の地形を考えれば水がでそうだとおっしゃっていたと思います。青田委員が現地に行かれてもそういう話をされましたら、専門家が現地に行けば、危ないのでないか、現状が仮に前からの造成かのような様相をていしても、ここは沢状で、昨今の大雨では危険そうだという認識を持てると思います。ですので、専門家の連携というのも重要なと思います。

村越委員・・・それは、私も先ほどのお話で指摘したつもりです。土木事務所などと情報共有すれば、造成盛土との比較もできたのではないかという中で触れたつもりではあります。私にはよく分からぬのですが、一元的な管理を青田委員が明確におっしゃったでしょうか。

江間委員・・・私がそういう趣旨にとつてしまつたかもしれません。

村越委員・・・そのようなことを口頭でおっしゃったように思います。ですが、今日いただいている青田委員のペーパーを見ると、例えば、危機管理課で一元的に情報管理すべきということをおっしゃってはいないのではないかと思います。

江間委員・・・今日のペーパーを見る限りでは、組織の変更という具体的な対応の記載はありません。委員がいらっしゃらないので、お考えの意図がこのペーパーに限られるか分かりません

が、私としては市民の安全安心に関わることに関しては、市民から受け付ける窓口は、一つにした方が市民にとっては分かりやすいという気がします。

村越委員・・・危機管理課が何をされている部署なのか、明確に分かっておりませんが、例えば、天竜区の奥地にある部署に出先のようなものを設置することは、現実的でしょうか。浜松の市域は広大ですので、彼方此方に全て危機管理課の出先があるというのは、あまり現実的ではないような気もします。

江間委員・・・私も正確には分かっておりませんが、危機管理課はあります、津波関係や実際に火災が発生した時に対応するなどの部署に思います。ですが、私もうろ覚えですが、関西では一括して対応する部署を設置している公共団体もあると青田委員がおっしゃられていましたので、そういう組織が実際に可能かどうかは、人員や予算の関係で不可能なことも多いと思いますし、先ほどのどこまで踏み込むかという点にも関わりますが、検討のきっかけになるのではないかと思います。

村越委員・・・ここまでで、何かありますか。

小林危機管理課長・・・市民の安全安心は危機管理課の対応であるということでございますが、現在の組織上では、災害が起きたときには全庁的な対応となりますので、今の体制では難しいというのが率直な意見です。

江間委員・・・私が思うのは、産業廃棄物対策課で得られる情報はあくまでも産業廃棄物の調査によるもので、そこで得られた情報を産業廃棄物以外の目的で、少なくとも個人情報が含まれていた場合は、それ以外の目的で情報を流してしまうのはできないので、窓口が既に所掌事務がある部署ならば、そこがその情報を得て、継続的に身体、生命、財産に対する危険があれば、それらを守るための情報なので、そのまま使えると思います。そのため、情報管理という点で、情報の共有は、産廃、廃掃法の所管部署が得た情報は、基本的には他の部署へ流すのはかなり難しいと思うので、窓口となる部署を作ることで一括して管理できれば良いのではないかと、話しを伺いに行ったときに感じたところです。

村越委員・・・窓口で、何でも分かるという人はいないので、どの分野が分かる人員で構成するかという難しい問題があるのでないでしょうか。

江間委員・・・人員の点なので、現実的ではないと言われれば現実的ではないのだろうなと思います。関西の方ではそういう対応もしているというお話もあったので、現状では危機意識の問題だと思います。どの程度の危機意識があるかという話として、危機意識が高ければ人員を工面しなければいけないけれども、危機意識が低いならそれに見合って対応できない、現実的ではないという話になりますので、そこは青田委員がご指摘されたように、関西の方での危機意識と、こちらで感じる危機意識が大きく食い違っているということになり、検証会としてどう対応されるのか、または、対応しないことも可能だと思います。そこは、どちらがいいかと私自身も迷うところです。

沢田委員・・・地域の住民や山を管理されている方が、いつもと違うなということを通報しようと思った場合、その方の通報しやすい窓口に行かれると思います。その情報がどこかに集約されればよいですので、窓口はどこでもいいと私は思います。それで、情報は全てどこかに1回

集約され、最終的には、その場所がどこであれ、保全対象に対しての職権はそれぞれの所管部署にありますので、そこに割り振れるところであればよく、技術的なことや人員的なものは一切なくとも、この対象で守るべきものは何かという判断さえできればいいという管理の仕方、情報管理ができる場所を一つ作るのが筋なのではないかと思います。以上です。

松田委員・・・この報告書は、委員で議論したところを提言する、述べるということが多いかと思いますが、昨今災害が起きると行政の対応の在り方など、色々な議論がもたれるわけですが、我々委員としても、例えばこういうふうなあり方がありますという提言はできますが、結局それは、これまで災害が起きた中でそういう提言はいくつもされており、その提言だけでいいのかというと、委員でそのあり方というものを議論するよりは、行政が、こういう対応の仕方があるので今後こういうような対応をしていくという方針を、例えばこの報告書若しくは何かで示していただくのが、委員がこの報告書に、危機管理課で管理してそこに情報収集をやってくださいというよりは、行政の中でこういうやり方があるという議論をしていただいて、それを進めていただくという方が一番理にかなっているというのが良い方法でありまして、沢田委員がおっしゃったように、情報は、このようにどこから様々に来るのをいかに共有して依頼します、というところでは、今までと同じだと思います。

それを、どうなりましたかというフィードバックなど、そういうシステム作りというものをしなければ、結局、提言は出されますが、それを形にできないというのはよくないため、その実態を把握した上で、こういうやり方をしていきますということを、行政側からご提案いただき、その方針をまとめた方が、今の議論ではいいのかなと思います。

あくまで、我々はこういうようなことをやった方がいいという提言はできますが、結局それだけ終わってしまうと感じておりますので、その内容はそういう考え方を持ち、この報告書に入れなくても、行政が示していただくというようにした方がよく、今の内容の議論としてはいいのではないかという思いを持っております。

村越委員・・・松田委員のご意見からしますと、この報告書の中の一節で、市は、今回の事例を踏まえて今後はこういうふうにやっていきますという、市の宣言とするのはどうかと思いますけれども、そのような箇所を盛り込むべきだということでしょうか。

松田委員・・・それについては議論が必要でして、この短時間でそれをすぐ決めてやるというのは大変かもしれませんので、時間が必要ならば、ここに盛り込むかどうかはともかく、実質、提言として我々が議論して書くというだけで終わっては今までの災害が起きた検証と同じことの二の舞になってしまいますので、一歩先に踏み込むという意味ではそういうことを議論した方が良く、それを行動に移さなければ、また災害が起きたときにどうなのだという話になってしまいますので、議論といいますか、何かディスカッションや、または、それをご検討いただくというような一つの考えるきっかけ、位置づけになればいいのではないかと思っています。報告書に載せるかは行政にご検討いただき、ご検討いただく時間等もありますのでこの報告書に間に合うかどうかを含めてご判断していただく必要があるかと思いますが、そういう踏み込んだ議論をしないといけないのでないかという思いを持っております。

村越委員・・・載せるのであれば、今松田委員のおっしゃったことを具体化するという点で、一節を載せるということないと意味がないのではないかと思います。今考えられているこの報告書の構成については、検証会の設置の趣旨として、検証会が主体となって作成する文書になりますので、完成しましたら、市に提出、提言して、これを検討し、こういう部分について改善してください、という趣旨で提出するになります。例えば、これを検討して一定期間内に、

期限を区切ってどうかというのは、もちろんそれも皆様の意向により、委員会で決めることです。一定期間内に改善案を出してくださいというような、非常に踏み込んだ報告書にするというのも考えられますが、そういう報告書をもって改善を働きかけるということが、検証会を設けられた趣旨ではないかと思います。

江間委員・・・そのとおりで、この報告書自体はこの検証会で議論し、委員の提言の形での報告書なのは十分存じております、それを形づくり、見ていくというのも我々の責務でもあるという思いもありますが、提言がありきたりになってしまわないよう何かその辺りも含め、例えば連携のあり方など、専門機関との連携のあり方というもので、専門機関や専門家と相談してくださいといふように書くことはできますが、その辺りはどういう風に示していくかというのを考えなければならぬと、その先も少し視野に入れていかなければならぬというような思いを持っているというところでございます。

村越委員・・・趣旨はよく理解できます。そのため、先ほど江間委員のご発言にもあるのですけれども、ここは難しいところで、我々は誰もがこの情報共有が大切だということが明らかになった件だと思っておりますが、具体的にそれをどう共有するかというのは難しいところがありまして、例えば、誰かの個人情報を他の機関が勝手に閲覧するということも罰せられますので、どういう形で共有していくべきかということの具体的な要件みたいなものまでも提言するというのは、難しいのではないかと思っております。そうしますと、こういう場合には情報が共有されるべきであるが、このこういう場合にはというのは、のようなある程度曖昧なことしか提言できないのではないでしょうか。そういう今回の事例がこうしたことからこういう災害に繋がってしまったということを、市の職員によく読んでもらい、ここでこちらへ情報を繋いでいけば、結果こうすることもなかつたという事例で見てもうしかないのでしょうか。そうしますとインパクトも弱くなりますが、そういう方向になると思います。

濱田都市計画課長・・・今の議論ですが、第1回資料の進め方のところで、提言を受けた際の浜松市の対応のあり方というところを示させていただいているところでございます。表の下のところで、※の三つ目のところ、一番下のところですが、浜松市長は報告書を受領後、それに対する市の見解、対応を述べるということで、そういう形での進め方を確認させていただいておりまして、検証会については、第1回の資料8を、冒頭から江間委員からもありましたが、構成イメージに基づいて提言をいただければと思っております。

村越委員・・・資料5の検証報告書の受領後、それに対する市の見解、対応を述べるというのは、どういう機会で述べることになるのでしょうか。

濱田都市計画課長・・・直ちにという形にはならないと思われますが、公表を前提に対応させていただくことになると思います。

村越委員・・・それに対する市の見解を公表することですね。

江間委員・・・この提言の内容というよりは、報告書の書き方の点なのですが、よろしいでしょうか。検証委員としては、やはり検証の学術的評価としまして、検証ですので提言はあってもなくてもいい話です。ですので、事務局の方で準備していただいている7の構成イメージ、縦長のものですが、検証委員からの提言、今後のあり方というところですが、この項目は各委員の提言を書いていただくことでよいかと感じました。書き方だけの話になりますけれども、資

料8でしょうか。

松田委員・・・当初は、そのように各委員からの提言を述べていただくという形で、お示しいただいていました。

江間委員・・・この6のところは、やはり皆様の意見ということで共通のものを書くというのがいいと思いますが、7のところは、共通のものは特になくてもよいという気がしました。いかがでしょうか。

村越委員・・・そう思います。

松田委員・・・江間委員のご意見は、その提言は各委員からの提言で、そこに必要に応じてその関係、連携を盛り込み、提言として示すという、各委員からそれぞれコメントという形で提言という形で出すというご意見でよろしいでしょうか。

濱田都市計画課長・・・事務局ですが、江間委員からありましたご意見ですが、主としては各委員の皆様から提言していただくという内容については、それもあり方だと考えます。

村越委員・・・わかりました。それでよろしいでしょうか。提言については、各委員でまたお考えいただいくということにいたします。

江間委員・・・報告書としては、やはりまとめなければならない話しでして、1からイメージのところの、1から5までは概ね今までの資料をもとに、ある程度形式的に埋まってくると思います。6に関しては、皆様これまでの話の中でなくてもよいというものを、私がこの案で作っていますので、今日になってしまって本当に恐縮なのですが、青田委員もいらっしゃらないので、次回までにそれぞれこのデータを共有させていただき、ここはなくてもいいとか、この項目の検討の仕方などご意見を出し合って、ある程度形にするというのはいかがでしょうか。総括以外の部分に関しては一通り、私としてこのぐらいの話が出ていたというものをまとめております。もし委員方がよろしければ、これをたたき台に、皆様のご意見を盛り込んでいただき、少し作り直す形でよいかという気はしております。総括はまだ書いておりませんので、何とも言えません。いかがでしょうか。

村越委員・・・江間委員の作成していただいたものをベースにまたご意見を述べていただき、この後また事務局に調整していただいて次回の会議を設けることにして、その少し前までに期限を定めて案に対するご意見を出していただき、最終的に私の方で伺ったものをまとめるような形で報告書の素案を作成するということでいかがでしょうか。

沢田委員・・・それで結構です。

松田委員・・・私も異論ございませんが、江間委員の意見をベースに先ほど座長が言われた要点の中で、例えば、あの看板の話ですとか、その点をもう少し、もう既にこの今、現たたき台のものを送っていただくかその点を組み込んだ上で、送っていただいて見た方がいいのか、その辺は少しプラスで追加するようなところもあろうかと思いましたので、そのひな形を少し修正とかした上で、各委員でこう見ていくという方が作業しやすいのではないかと思いますので、その辺はご議論いただければなと少し思っているところです。

村越委員・・・江間委員にお願いですが、今委員の方でいただいているものに付け加える部分があれば、それを少し一定の期間内におやりいただき、本当に申し訳ないのですが、それで私の方で今、松田委員のおっしゃった趣旨のことも考慮し、手を加える部分があれば手を加えた上で見ていただき、その前からすでに用意できる部分、意見やできる部分があれば段々していただいて、最終的には私の方でまとめたものを次回の会議の前に検討していただき、次回の会議で行うということにいたしますか、そのようなことでよろしいですか。何かありますか。

濱田都市計画課長・・・事務局ですが、先ほどの報告書のイメージですが、前半の事実部分などは、市側である程度まとめさせていただいておりますので、引き続きご議論いただく中で、参考資料としてまた事務局から提供させていただきますので、そちらもご活用いただければと思います。

村越委員・・・お願いいたします。

加藤道路保全課長・・・前回3月30日の第4回に関して、訂正をさせてください。今日配付させていただいております資料の検証内容整理表、A3横長の資料ですが、6ページになります。このタイミングになり大変恐縮です。一番右上になりますが、道路保全課としまして、平成26年11月4日の看板の撤去について、記載がないので恐らく伝えていないと考えられる、というような発言をさせていただきましたけれども、まず、後日対応した職員に確認いたしましたところ、当時看板があったというふうなことは記憶しております。これにつきましては、第1回検証会の資料の、C-1、11-29にもあり、大変申し訳ございませんでした。11月4日の対応の記載としましては、先ほども座長からも触れていただいたのですが、大きな黒丸のアンダーライン3行目に矢印がありまして、「民有地に」というところの続きになりますが、残土捨場の看板を掲げ、土を搬入していたというところから、今回再度確認しましたが、職員について、ここで看板の指示があったことは確認できました。そして、当時の様子をもう一度聞いたところ、この看板についても、撤去等を指導したというようなことを申しておりましたので、これにつきましては前回、明確にお答えできなかつたところがございましたので、今回こういう形で訂正の方を申し上げるということでお願い申しあげます。

村越委員・・・そうしますと、今の話は、平成26年11月4日のところで看板の撤去を指導はしたことでしょうか。ですが、撤去の確認はしていないのでしょうか。おそらく撤去 자체はされておられないと考えます。

加藤道路保全課長・・・そうなります。また、平成27年3月に再度通報により職員が行ったときにまだ存在したということからしますと、その間での撤去は事実上なかつたと考えられるのではないかと。その後は、今ご議論いただいている内容と同様になると考えます。加えまして恐縮です。よろしいでしょうか。後の聞き取りということなのですが、平成27年3月の際にも、やはりその土地所有者に対して、業者がどこですか、というふうな聞き取りをしておりまして、それは知らない、ということでございました。

村越委員・・・今のところ、搬入業者は名称もわからない状況であったことから、指導できなかつたということは変わらないわけということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・はい、変わりません。重ねて申し上げているところでございますが、そ

の方が言った言葉をそのままの記憶で言うと、「わしや知らん」という言い方をされたということを後の聞き取りから再度確認しております。

村越委員・・・ありがとうございます。

江間委員・・・私の方で一旦検討し直して、概ねこの4つの、(1)から(3)ですが、そこを、構成イメージの6ページ目の行政機関を少し調整し、皆様へ送っていただく形でよろしいでしょうか。各部署に、事実関係も書きますので各部署で事実関係の間違があるかどうか。そのところも確認していただくということは可能でしょうか。

村越委員・・・江間委員のまとめはいつごろまでにできますでしょうか。

江間委員・・・5月1日でお願いします。

村越委員・・・5月1日から2週間程度で、また各委員にご指摘やご自分の意見というものを出しitだければ、それを拝見して、5月29日を目指にまとめ作業をさせていただければと思います。

江間委員・・・5月1日とさせていただき、各委員にチェックしていただくようなスケジュールでいかがでしょうか。

村越委員・・・そこから2週間位の間で、ご指摘ある点やご意見があれば述べていただくというような感じでよろしいでしょうか。

江間委員・・・大丈夫です。

村越委員・・・そのようなスケジュール感でお願いいたします。ここで2週間とった上で、次回議事の調整ということでお願いいたします。本日は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

5 閉会

濱田都市計画課長・・・ありがとうございました。以上で終了となります。全体を通して何か確認、意見等がないでしょうか。それでは次回の検証会については、5月29日から2週間後ぐらいを目安に、改めて事務局より日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上をもちまして検証会を閉会させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

《午前11：40にて閉会》